

平成十八年 四月十二日 衆議院財務金融委員会 質疑速記録

○小野委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。広津素子君。

○広津委員 本日は質問の機会を与えていただきまして、どうもありがとうございます。

まず、我が国の財政状態につきまして質問をさせていただきます。

我が国は、三月二十七日現在使用できた平成十五年度の貸借対照表によれば、国の単体で九百四十一兆円の債務があります。今お配りしております財務諸表の一番右の列をごらんください。単体ではなく、独立行政法人や郵便貯金などを含めた連結ベースでは、千八十一兆円の債務になります。

しかしながら、債務のみを認識して、国民一人当たりの債務残高が大きいと、必要以上に嘆く必要はないと思います。その理由は、我が国には債務と同時に資産もあり、平成十五年度の貸借対照

表によれば、国の単体で六百九十六兆円の資産があつて、その結果、純債務は二百四十五兆円に上っているからです。この表の一番下の列をごらんください。債務の残高マイナス資産の残高が二百四十五兆円になっております。独立行政法人、郵便貯金等を含む連結ベースでは、資産が八百四十九兆円あり、純債務は二百四十一兆円となっております。

このような公会計による財務諸表がありますと、国の財政状態について過度の悲観や楽観をしないで済むわけですが、現在、公会計による財務諸表の整備についての進捗状況はどうなっているのでしょうか。まず、これを御質問したいと思います。

○竹本副大臣 おはようございます。

この道の専門家の広津先生にお答えするのは多少緊張する気持ちもありますが、現状をまず御説明いたします。

財務省といたしましては、国の財政状況をわかりやすく説明する、また財政活動の効率化、適正化を図らなさいけない、こういう目的のために、企業会計の考え方を活用いたしました公会計の整備を進めてきておるところでございます。

具体的には、まず、国の貸借対照表の作成に取り組みまして、平成十年度決算分から作成、公表したところでございます。さらに、特別会計財務書類、省庁別財務書類と順次その整備を進めまして、昨年九月には、一般会計と特別会計を合わせました、国全体のストックとフローの財務情報を提供する平成十五年度決算分の国の財務書類というものを作成、公表いたしました。これで、これ

まで整備を進めてきた公会計に関する財務書類が一通り出そろつたことになるわけでございます。現時点ではそういう状況でございます。

○広津委員 どうもありがとうございます。

次に、我が国における公会計の導入状況について御質問します。

我が国においては、平成十八年三月二十七日現在において利用できる直近の財務諸表は平成十五年のものであります。これは、ソニーなどの国際的大企業である民間企業が、決算を三カ月程度の短期間で終了して、財政状態、経営成績、資金の状況を投資家に開示しているのと比較しますと、かなり遅いと言わざるを得ません。

ちなみに、同じ国であるニュージーランドでは、平成十六年七月一日から平成十七年六月三十日の有価証券報告書を平成十七年十二月十六日に電子媒体、E D I N E Tで公表しており、決算に要する期間は六カ月となっております。

我が国も、ヨーロッパ、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランドなどの他国と同様、迅速に現在の財政状態、収支の状況を広く国民に開示し、国債購入者にも情報提供する必要があると思えますが、いかがでしょうか。また、決算の結果を次年度の予算に反映できるように、財務諸表の公表を早めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○谷垣国務大臣 まず、現状を申し上げますと、財務諸表の公表時期は、省庁別の財務書類は、歳入歳出決算の計数が確定しました後に、省庁ごとに一般会計それから特別会計の財務書類を作成し

て、それを合算あるいは相殺消去して関係法人を連結するといった作業が必要でございます。そこで、今は、その完成、公表時期が、決算の計数確定の翌年春ごろというふうになっているわけです。

それから、国の財務書類の方は、一般会計と特別会計を合算したもののほか、一般会計のみのもの、それから一般会計と特別会計に独立行政法人などを連結したものの、三つ財務書類をつくっているわけですが、省庁や独立行政法人等の中に膨大な数の取引を相殺消去する必要があるので、それから前年度の計数も併記している等々によりまして、省庁別財務書類の完成から約五カ月、期間を要しているのが現状でございます。

こういう作業手順を踏んでいるために公表まで時間を要しているんですが、毎年毎年少しずつ早くなってきていることは事実でございます。けれどもあるんだろと思うんです。初めてやったときと、二度目、三度目はだんだん早くなってきておりますので、これまでも少しずつ公表の早期化を図っているところですが、今後とも、できるだけ早く出して、こういう国会の御議論にも早期に参考させていただく、また我々が次の予算等々をつくるときにもできるだけ参考になるように、そういうふうに関わっていきたくて考えております。

○広津委員 ありがとうございます。
次に、負債をより少なくする方法について御質問します。

国民に負担をかけずに、既につくってしまった負債をできるだけ小さくする方法の一つに、売却できる資産をなるべく高い値段で売却して売却益

を出す方法があります。この点につきまして、財務省は、貸借対照表に載っている価格が時価に近いため売却しても売却益が出ないと言っているんですけど、どうなんでしょうか、どのような検討がなされているのでしょうか。

また、国有財産のうち、売却可能なものはどれだけあるのでしょうか。

○谷垣国務大臣 ただいまの厳しい財政状況にかんがみまして、今おっしゃったように、未利用国有地など売却可能な国有財産は積極的に売っていく、それから、それを少しでも財政健全化に役立てよう、これは人事な政策課題だと思っております。

そこで、どういふふうに価格をつけていくかということですが、財政法等にいろいろ規定がございます。不動産鑑定士の鑑定評価額などをもとに算定した時価によるということと原則としておりまして、原則は、一般競争入札によって最も高い価格で申し込んだ人に対して売却するというところでやっております。

ただ、例外で随意契約でやっているのがあるわけですが、それは、公園あるいは学校敷地など公用ないしは公共用といった用途に供するもので、地方公共団体などに対して随意契約をする場合がありますが、原則は、先ほど申し上げたような一般競争入札で高い価格をつけた方に売却ということでございます。

実際の売却額についてはその時々々の地価動向等に左右されると考えられますけれども、いずれにせよ、一般競争入札によって売却益を最大限追求

するというところでこれからもやってまいりたいと思っております。

○広津委員 ありがとうございます。

次に、有形固定資産についてお伺いします。まず、売却についてです。

国が使っていない財産、遊休資産は、速やかに処分するのがよいと思えますし、未利用になっている国有地の売却については、何らかの取り組みを進めるべきだと思います。

そこで、国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律においては、どのような売却促進のための具体策が講じられているのかをお伺いします。

また、有形固定資産の使用の効率化について、庁舎や土地に空きスペースがある場合や、容積率に満たない建物が建っている場合、どのように対応される予定でしょうか。

庁舎の新設に当たっては、容積率の無駄をなくし、かつ建物の効率的な使用をするという観点から、単独庁舎ではなく、合同庁舎化を積極的に推進することが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○谷垣国務大臣 政府の資産の売却収入の目安について答えろということをと落としまして、申しわけございません。

それで、三月十六日の経済財政諮問会議で、歳入歳入一体改革の関連から、国の資産のうち財政再建のための財源となる資産について、その売却収入の目安、これは約十一・五兆円であるということをお示ししております。それで、この収入は

財政健全化に最大限役立てていく、こういうことでございますが、今のように、財政再建のための財源とまらないものもございます。

そこで、国の資産規模の対名目GDP比を今後十年間でおおむね半減させるといような長期的な目安がございまして、これを実現する観点からは、例えば財投貸付金のように、財源とならない資産の圧縮等をどうしていくか、これは、工程表を作成していく中で検討していくなど、取り組んでいきたいと思っております。

ですから、私も、財政健全化に役立つもの、それから、必ずしもそうではないけれども全体の資産規模を圧縮していくためにやっていくもの、こういうのを分けてきちっとやってまいりたいと思っております。

○牧野政府参考人 お答えをさせていただきます。三つほど御質問いただいたと思いますので、順次お答えさせていただきます。

一つは、今回の国有財産法の改正案においてどのような売却促進のための具体策が講じられているかでございますが、我々、今までも、不要となりました庁舎等の跡地や物納財産の未利用国有地などにつきまして、積極的に売却を進めてまいりました。ただ、その未利用国有地のうちでも、宅地条件が劣る不整形な土地、それから借地契約等の対象となっているような権利つき財産、これは売却が進んでおりません。

具体的に申し上げますと、不整形等の理由で売却が困難な土地のストックは平成十六年度末で二千百億円と、これは五年前の三倍になっておりま

す。それから、権利つき財産でございますが、これも、ストックベースで平成十六年度末で六千四百億という高い水準になっておりまして、今回の法律改正において、こういった事態を少しでも解消していくために、まず、不整形等の理由によって売却が困難な土地につきましては、その一部を隣接の土地と交換する、そうしまして、建設基準法上課されております通路の幅員を確保するということを実現したいと考えております。それから、借地契約の対象となっております権利つき財産につきましては、底地と借地権の一部を交換いたしまして借地権の消滅を図る、こういうことによりまして、財産の売却をしやすくしていきたいというように考えております。

それから、もう一つ御質問がございましたのは、庁舎や土地に空きスペースがある場合に、あるいは容積率に満たない建物が建っている場合にどのように対応するかということでございますが、これは当然、この厳しい財政事情を踏まえまして、庁舎等の空きスペースやこういった未利用の容積率につきましても、可能な限り無駄を排除していく必要があるというように考えております。このため、今回の法改正では、庁舎等の空きスペースにつきまして、民間への貸し付けを可能といたしまして、その有効活用を図ることにいたしております。

それから、法定容積率に対する利用率が低い庁舎等についてでございますが、これは、集約化を進めまして不用敷地を捻出したしまして、それを積極的に売却あるいは有効活用を進めていくとい

うことで、先ほど大臣御答弁ありましたとおり、三月十六日の経済財政諮問会議で告示したところでございます。今後とも、こういった努力を続けてまいりたいと考えております。

それから、もう一点御質問がございましたのは、建てかえる場合に、庁舎を新設する場合に、容積の無駄をなくして、かつ効率的に使用するという観点から、合同庁舎化を積極的に推進することが必要ではないかということでございます。これは全く御指摘のとおりでございます。そういう容積率の無駄をなくしまして、かつ建物の効率的な使用をするという観点から、各省庁との間でできる限り合同庁舎化が実現するよう調整してきたところでございますし、今後とも、そういう方向で調整をまいりたいというように考えております。

○広津委員 どうもありがとうございます。次に、耐震化について御質問します。

庁舎等の耐震化につきまして、今回の特定国有財産整備特別会計の制度改正について御説明いただければ幸いです。

阪神・淡路大震災から十年たつて、今回の制度改正により、やっと耐震化に取り進むこととなったというのは、少し対応が遅いと考えられますが、庁舎等の国有財産の耐震化の状況、これまでの取り組みについて御説明いただければ幸いです。

また、建てかえを行わない庁舎等の耐震化につきましては、耐震改修を行うのか、どのような計画があるのかについてお伺いしたいと思います。

庁舎の耐震化についてでございますが、今回の制度改正におきまして、庁舎の使用について省庁横断的な調整を徹底するということにいたしました。つまり、その結果、不用となる財産につきましては、特定固有財産整備特別会計におきまして、必要な耐震性を備えた合同庁舎の整備財源として活用する仕組みを導入することといたしました。

こういうことによりまして、一般会計の負担にとどまらず合同庁舎を整備するとともに、低層、未利用な非効率な使用状態のまま処分ができなかった、そういった土地の処分も可能になるというように考えておりまして、こういった取り組みで庁舎の耐震化を図るとともに、庁舎の集約、高層化によりまして土地の有効利用、それから跡地の処分を促進していきたいというように考えております。

○奥田政府参考人 それでは引き続き、庁舎の耐震化の状況等について御説明をさせていただきます。

官庁施設の耐震化対策につきましては、従来より取り組んできたところでございますけれども、御指摘の阪神・淡路大震災の発生を受けまして、大規模地震において総合的な耐震安全性の確保を図るといふ観点から、平成八年十月に官庁施設の総合耐震計画基準及び官庁施設の総合耐震診断・改修基準というものを制定いたしております。

これ以降、この基準に沿った耐震診断及び施設整備を実施しております。これまでに構造体の耐震診断はほぼ終了しております。既に八十棟以上の耐震改修を実施したところでございます。現

在の耐震化の状況につきましては、おおむね三分の二の施設において、耐震性能は満足するという状況でございます。

それから、耐震改修を行う考え方でございますけれども、既存の官庁施設で耐震性能が十分でない施設につきましては、その施設の重要度とか、あるいは保有している耐震性能等を考慮して、緊急度の高い施設から重点的、計画的に建てかえるいは耐震改修、この二つの方法により対策を実施するというところで、いずれの方法によるかにつきましては、コストの比較とか工法などの技術的検討を踏まえて判断することとしております。

耐震改修の実施に当たりましては、災害対策の中核機能を担う拠点施設あるいは警察関係施設など重要性の高いものから計画的に実施をするということとしておりまして、平成十八年度予算におきましては対前年度一・六倍となる四十五億円の耐震改修費用を計上しておりまして、重点を置いて改修を進めるといふこととしております。以上でございます。

○広津委員 どうもありがとうございます。

最後に、有価証券、出資金についてお伺いします。

有価証券、出資金は、例えばNTT株式等のように、経営主体が国であった組織を民営化すると、創業者利益を得て現金化できるものも多いはずで、具体的に、どのくらいの数のどういふ組織に対する有価証券や出資金があるのでしょうか。例えば、郵政公社初め民営化法人の株式もしくは出

資金を譲渡した場合、かなりの収入が見込めると思われますが、いかがでしょうか。

○竹本副大臣 幾らぐらい見込んであるかということですが、一応八・四兆円ぐらいを見込んでおります。

どういふことかといいますと、まず平成十五年で見ますと、国の財務書類にございます政府出資の対象でございますが、公社が一人、独立行政法人が八十七法人、特殊法人等が三十七法人、特殊会社五法人、国際機関十二法人、清算法人四人の合計百四十六法人となっております。それで、民営化法人の株式を売却した場合の売却収入でございますけれども、先ほど答弁の中でもありましたように、三月十六日の経済財政諮問会議で、今後十年間の売却収入の目安として、政府出資につきましては先ほど申し上げました八・四兆円を見込んでいます。こういう報告をいたしております。

それで、この内訳ですが、先生おっしゃられたとおり、民営化が決定されております日本郵政株式会社、それから既に民営化されている成田国際空港株式会社等について、機械的、網羅的に計上しております。あくまでも機械的に計上しておりますわけでありまして、例えば、市場の状況等によって、今後相当程度変化することは十分あり得るといふ前提でございます。

この民営化された及び民営化が決定されたもの以外のものに対する政府出資については、国の政策目的の実現の観点から、こういった当該機関の法人等の事業の確な遂行、それから経営基盤の安定を図るために行われているものでありまして、

必ずしも民営化ができるものではない、こういうことでもあります。例えば IMF 等に対する出資というのは、利益を上げるためにやっておりますので、これはちよつとこういつた目的には合わない。

そういうことで、いろいろ制約がございますので、できるものを合わせれば、冒頭申し上げましたとおり八・四兆円、こういうことでございます。○広津委員 どうもありがとうございました。よくわかりました。

つたない質問ですが、丁寧にお答えいただきまして、どうもありがとうございました。